

黒石市家庭教育推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第4号

黒石市家庭教育推進協議会規則の一部を改正する規則

黒石市家庭教育推進協議会規則（平成23年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「委嘱の日から翌々年の3月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。